

白山市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

この取組方針は、本市の技能労務職員の給与等について、給与制度等の現状、民間類似職種との比較を通じて総合的に点検を行い、今後の見直しを含めた基本的な考え方を示すとともに、市民の理解と納得が得られるよう公表するものです。

1 現 状

(1) 平成 19 年度の職種ごとの人数、平均年齢、平均給与

区 分	職 員 数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
技能労務職全体	30	49.8	256,700	272,500
うち給食調理員	13	50.5	245,800	247,700
学校用務員	7	52.1	243,000	245,500
自動車運転手	4	44.3	267,300	330,200
その他	6	48.0	289,400	319,400

- ・「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ・「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当（期末勤勉手当を除く）の額を合計したものです。

(2) 民間類似職種の平均年齢、平均給与

区 分	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円)
調理士	39.5	252,600
用務員	53.9	227,200
自家用乗用自動車運転者	53.5	262,400

- ・データは、賃金構造基本統計調査において公表されている平成 16～18 年の 3 ヶ年平均で、調理士、自家用乗用自動車運転者は石川県、用務員は全国の平均です。

(3) 平成 19 年度の年齢別人数

年 齢	～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60 歳～	合 計
技能労務職 全 体	-	3 人	5 人	5 人	9 人	8 人	-	30 人

(4) その他給与に関する事項

ア 給料表

白山市技能及び労務職員の給与に関する規則に基づく技能労務職給料表（国の現業職員に適用している行政職俸給表（二）に同じ）を適用しています。

イ 手当の種類

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末勤勉手当、寒冷地手当を支給しています。

特殊勤務手当については、技能労務職員に支給されていません。

ウ 昇給基準

白山市技能及び労務職員の給与に関する規則の規定に基づき、白山市の一般職の職員の例により、毎年1月1日にそれぞれの勤務成績に応じて昇給を実施しています。

2 基本的な考え方

平成18年3月に策定された「白山市行財政改革大綱（行財政改革集中プラン）」において、

- ・行政の担うべき役割の重点化として、民間にできる業務は民間委託を推進する。
- ・職員数の削減に取り組み、適正な定員管理に努める。
- ・合併による旧市町村間の格差是正、特殊勤務手当等諸手当の点検、技能労務職給与の見直しに取り組む。

ことが示されており、これに沿い、公共施設の管理運営に指定管理者制度を積極的に活用するとともに、職員数については、早期退職制度の積極的な活用を図り、新規採用を抑制しています。

技能労務職についても、退職不補充の方針により、代替職員として臨時職員等の任用又は業務の外部委託を行ってきました。

今後は、その職務の性格や内容を踏まえ、また、県及び近隣他市の状況を参考にしながら、これまでの方針に沿って、適正化への取り組みを推進していきます。

3 具体的な取組内容

(1) 給料及び手当について

給料については、国の行政職俸給表（二）を適用し、手当についても、国に準じて支給しており、これまでどおり人事院及び県人事委員会の勧告に準じて改定していきます。

昇給についても、一般職の職員と同様に毎年1月1日にそれぞれ勤務成績に応じて実施していきます。

(2) 採用及び業務の外部委託について

これまでと同様に、退職不補充の方針により、原則、新規の採用は行わず、臨時職員等の任用、業務の外部委託の推進など、今後の取組については、関係部署と十分に協議のうえ実施していきます。